

八王子市立横川中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6 改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立横川中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
「いじめはどの生徒にも、どの学校、学級、集団においても起こりうる」という認識に立ち、全教職員が一丸となり、「いじめは絶対に許さない」という態度で教育活動に取り組む。
- 令和8年度の重点項目
すべての生徒が安心して楽しい学校生活をおくり、居心地のいい横川中学校にする。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 早期発見と対応の強化
被害者や目撃者が気軽に報告できる環境を整える。
- いじめの根絶に向けた学校文化の醸成
尊重と共感を促す道徳教育や人権教育を取り入れる。
- 保護者・地域との連携強化
学校と保護者・地域が協力して、生徒の心のケアや問題解決に取り組む体制を整える。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 9時45分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ① いじめられている生徒の立場に立ち正確に事実関係を把握する。
- ② いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめ対策会議を開き、いじめている生徒に対してはその行為がいじめであり、許されない行為であることを十分理解させ、反省・謝罪をさせ、二度と繰り返さないように指導する。
- ④ 保護者と連絡を取り合う。面接等を実施し方針や状況を伝える。
- ⑤ 学校全体への指導を通して解決に向けた取組について考えさせる。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月3日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 7月17日 「重大事態の理解と対応」
- 12月25日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 道徳教育の充実を図り、多様な協働体験等を通して、望ましい人間関係づくりの基礎を養う。
- 情報モラルに関する教育活動を行い、SNS、ブログ、メールなどを適切に使用する力を養う。
- ロールプレイなどを通して、いじめがもたらす心の傷や影響を理解させる。

SOSの出し方に関する授業

- 教科の授業や特別活動、総合的な学習の時間を通して自分の意見を他者に伝える活動を実施しコミュニケーション能力を高める教育活動を行う。
- 適切な場所とタイミングでのSOSの出し方の練習
- 安全に助けを求めるための事前準備と心構え

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 命の大切さをテーマにしたグループディスカッションやワークショップ
- 生徒同士で命について考える時間を設け、意見交換や感想を共有する。
- 特別の教科「道徳」で「生命尊重」について自分の考えや感じたことを表現することにより、命の重みを深く理解させる。

生徒の自己肯定感を高める取組

- 生徒会によるいじめ防止活動の充実を図る。
- 日常的に生徒との会話を大切にする。
- 学級日誌、連絡ノート（忘れないぞう）等を活用して生徒理解を深める。
- 地域で役割を果たす体験、人や社会に貢献する体験など、様々な体験活動を通して、自尊感情を育む。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。